

■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

*****: 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC: 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

: パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし: 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Todai OCW 学術俯瞰講義
Copyright 2014, 長谷部恭男

The University of Tokyo / Todai OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series
Copyright 2014, Yasuo Hasebe

憲法とは何か

長谷部恭男

キーワード

- 国民国家
- ポスト近代(国民)国家
- 立憲主義
- 平和主義

憲法と国家

- 形式的意味の憲法と実質的意味の憲法
- 実質的意味の憲法はあらゆる国家にある
- 何故か
- 国家はわれわれの頭の中にしか存在しない
- 行動することも、話すこともない
- 国家が行動するためには、具体的個人の行動を国家の行動とみなすための約束ごとが必要
- それが実質的意味の憲法

立憲主義とは何か

- 広義の立憲主義と狭義の立憲主義
- 広義では、政治権力を制限する思想一般を指す
- 狭義では、近代立憲主義を指す
- この世に根源的に対立する多様な価値観・世界観があることを認めるか
- 古代・中世立憲主義は、それを認めない

近代立憲主義

- 17～18世紀のヨーロッパで生まれた考え方
- 宗教改革は宗教戦争をもたらした
- 価値観・世界観の根源的な対立にもかかわらず、人間らしい社会生活を送るには
- 公と私の区分
- 私的領域では、各自が選ぶ価値観にしたがって自由に生きる⇒自由と権利の保障
- 公的領域では、社会全体の利益の実現のために協力する⇒民主的な政治決定

立憲主義と憲法典

- 硬性憲法の原則 ⇒ 通常の政治過程から距離を置く
- うっかり非合理的行動をしないための合理的自己拘束(pre-commitment)
- 違憲審査制
- 憲法における原理(principle)と準則(rule)

憲法典の含む原理と準則

- 原理(principle)と準則(rule)の違い
- 準則は回答を一義的に決める
- 原理は重要な価値・目標を指し示すのみ
- 準則は衝突することはない⇒ 衝突しているかに見える二つの準則のうちの一つは準則ではない
- 原理は衝突し得る e.g., 人権と公共の福祉
- 準則を定める条文を変えれば、意味も変わる
- 原理を定める条文を変えると、何が起こるか

憲法96条の要件緩和?

- なぜ3分の2の特別多数が国会での発議に要求されているか
- 結論は国民投票で決まるのだから、心配は無用なのか
- 「国民」の二つの意味
- 憲法を軽く扱えば、憲法自体も軽くなる
- 改正規定改正の論理的問題

改正規定改正の含む論理的問題

- A: この憲法は手続Pを通じて改正できる
- ここで言う「この憲法」は、A自体を含むのか
- Aは、「憲法1条は手続Pを通じて改正できる、かつ、憲法2条は手続Pを通じて改正できる、かつ、・・・」という一連の連言と同じ
- 各条項の文言を代入すれば、意味は確定する
- 96条に至ると、代入された条項に再び「この憲法」が現れる ⇒ Aの意味は永遠に確定しない

国境の意味

- バーナード・ウィリアムズ「適切な国境の引き方に関して、一般的に妥当する回答はない」
- 村上春樹「（国境紛争は）実務的に解決可能な案件」2012年9月28日朝日新聞朝刊
- 実務的に解決可能な国境紛争とそうでない紛争とがある
- 国境が意義を喪失するとき ⇒ ポストモダン国家（ロバート・クーパー『国家の崩壊』）
- 根本的に異なる憲法を持つ国家同士の国境紛争は、実務的に解決不能

憲法の根本的対立と戦争

- 戦争は国家と国家が戦う
- 国家は憲法が構成する人為的存在
- 戦争で攻撃されるのは、敵国の憲法
- ジャン・ジャック・ルソー: 戦争の攻撃対象は相手国の社会契約 ⇒ 戦争の終結には、相手国の憲法の変更が必要
- 憲法の根本的相違をもたらす国家間の敵対関係 (カール・シュミット): ファシズムvs共産主義vs議会制民主主義

ルソー『戦争及び戦争状態論』

- ホッブズの社会契約論: 国家を構成することで自然状態＝戦争状態を終結させる
- ホッブズの議論の破綻: 国家同士は依然として自然状態＝戦争状態にある
- 人為的構成体である国家に自然の境界はない
⇒ 際限なき支配圏拡張と安全保障への欲求
- 対処法: 1) 人民武装 2) 集団的安全保障
3) 自発的な憲法原理の変更

憲法による戦争権限の限定

- アメリカ合衆国憲法 大統領を軍の総指揮官とする一方、議会に「戦争を宣言する declare war」権限を付与（第1篇第8節第11項）
- 議会は戦争でまず危険にさらされる人民の代表であり、政府の軍事行動を抑制するはず
- 「戦争」概念の解釈論争 ⇒ 「戦争」とは言えない武力紛争への派兵には、議会の同意は不要

憲法9条の解釈

- 9条（とくに第2項）は自衛のための実力の保持を全面的に禁じているのか ⇒ それで国民の生命・財産の保全は可能か
- それでも実力保持を全面禁止する道は、公私を区分して多様な世界観・価値観の公平な共存をはかろうとする立憲主義と両立可能か
- 特定の価値観(人として善き生き方)が私的な良心の領分を超えて、公益の審議・決定の領域に侵入していないか

集団的自衛権の行使禁止

- 集団的自衛権概念の多様性
- 1) 複数の国家が各自の個別的自衛権を共同行使して共通の敵と戦う
- 2) 自国の安全のためでなく、国際社会の一般公益（国際の平和と安全）のために自衛権を行使して友好国を援助する
- 従来の政府解釈が禁じているのは、2)
- 9条と整合する実力の保持を前提とすれば、合理的解釈 ⇒ この解釈を変更すれば、9条の意義はゼロに等しい
- 政府の権限行使を制限する憲法解釈を政府自身に変更できるのか

集団的自衛権は必要か

- 日本が武力攻撃を受け、それに日米が共同行動で対処しているとき、米軍への攻撃に自衛隊は反撃できるか？
- 自衛隊が我が国を防衛するための共同対処行動の一環であり、違憲ではない(1983年2月5日角田内閣法制局長官答弁)
- 公海上で、それを否定するのは非常識(1975年10月29日宮沢外相答弁)
- アメリカを指す弾道ミサイルを撃ち落とすのは物理的に可能？

隠された論点

- 中国の国力が増していることは、地球の裏側まで自衛隊を派遣する理由にならない。
- 中国憲法前文「台湾は、中華人民共和国の神聖なる領土の一部である。」
- アメリカは台湾の防衛を放棄できるか⇒ 東アジア地域における他のリベラル・デモクラシー諸国をも見捨てるとのメッセージにならないか。
- 日本国民には、台湾防衛のために自衛隊が行動する(集団的自衛権を行使する)ことを認める用意があるのか。

< 参考資料 >

- 『日本経済新聞』 2013年10月24日朝刊
「経済教室：集团的自衛権の論点－憲法解釈の
変更は無理筋」長谷部恭男